

## 天皇の「お言葉」問題、その後

飛田

はじめに

去る5月24日、韓國のノ・テウ大統領が日本を訪問した。その際、焦点となつていた天皇の「お言葉」は、「痛悟」というものだつたがこの「お言葉問題」を通じて、日本の朝鮮殖民地支配の問題が、論議されたといふことではよい機会であつた。日本が、かつて朝鮮を殖民地として支配したことが事実で、日本はそれに対して、謝罪し償う必要があるのだが、それが基本となつていなかつたのが、現在の日韓関係に大きな影を落すこ

三十日目の日韓外相定期協議での合意文の要旨は次の通り

二条の対象者（三世以下の子孫）に關する。以下の方で、法的地位待遇問題の解決を行なう。  
△簡素化した。  
手続を簡素的。  
(もしくは)書き算盤の余地なし。  
△過失認定制度由来的、外患の罪、國交外交の利益とかかわる罪とこれに準する量刑に依頼する。  
問題は以後とも協議を続ける。

卷之三

1990.7.2

「協定三世」というのは、一般的によく言われる。在日朝鮮人三世とは、全く別ものである。正しくは「協定第三世代」と言つべきもので、現在、四名誕生しているといわれる「三世」は、一般的には、在日朝鮮人四世あるいは五世にあたる。「協定第三世代」の問題と、いうのは、一九六五年の日韓条約時に結ばれた在日韓国人の法的地位協定に関する問題である。この法的地位協定による永住権（協定永住）の取得

格となるのかが注目されるところとなつたのである。協定の第二世代は、協定の条項により一九七一年一月一七日以降生まれの者となり、従つて第二世代が二〇歳になつて子供を生むとする一九九一年頃に第三世代が誕生するのである。勿論、一八歳、一九歳でも出産するのですに新聞報道によればすでに四名生まれているのである。

協定二条に「協定の効力発生の日（66年1月16日）から二五年が経過するまでは協議することに同意する」と定められていてからその協議が始まったのである。在日韓国人の間からは、協定永住を子女孫々まで与えよ、指紋押捺制度を廢止せよ等の要求がなされたのは報道されたとおりである。

私よ、新しい日韓法的地位協定を締結あるいは改訂して、現在の協

私は、新しい日韓法的地位協定を締結あるいは改訂して、現在の協定を第三世代にも与えよというのには反対である。日本政府が、国内問題として、朝鮮植民地支配の謝罪を前提に、全ての在日朝鮮人に特別な外国人としての地位を保障すべきだと考えている。例えば、一昨年民族差別と闘う連絡協議会（民間連）が発表した「旧植民地出身者に関する戦後賠償および人権保障法（案）」のような特別立法を作ることが必要であると思う。

今回の結果の中で指紋押捺については、第三世代からは新しい方法を考へて、指紋押捺を免除するとしている。一九八〇年代に鬱われた

「ねむ三日草木」明田題跋  
天皇の「お言葉」については、先の大統領訪日の際、昭和天皇が、「今世紀の一時期において両国の人間に不幸な過去が存したことは誠に遺憾であり、再び繰り返されではならないと思います」と主張（＝責任）のない発言をした。今回それがどのようになるのかが注目された。



## ●「功勳定」二世の問題

中で、最初に訪日に際して解決されなければならぬ問題点として、「協定三世」の問題がクローズアップされた。そして、5月中旬頃に最初に「91年問題」といわれている、いわゆる「協定三世」の問題について最初に考えてみたい。この問題は、大統領訪日までの宿題のひとつであつたが、4月30日の日韓外相会談の合意文として上のようないい報道された。結局、訪日時の会談においてもこの域を出なかつたが、結論的に言って、前進は何もない。

マスコミにおいても用語の問題として、若干の誤解があつたが、

皇の謝罪問題が中心課題となつてゐた。その後、天皇の「お言葉」の波紋は、日本の教科書における植民地支配記述の問題、強制連行の名簿探しなどに広がつていった。

本稿では、韓国での報道なども紹介しながら、今回のノ・テウ大統領の訪日を契機に論議された諸問題について考えてみたい。





1990.7.29

1990.7.29

私は、基本的には日本国民の意思として、国会決議のような形で謝罪の意思を表明するのがスジだと考へていて。国会決議に関しては、5月14日、社会党の土井委員長のパリでの記者会見での提案として、日本のマスコミでも取り上げられた。同日、海部総理は「日韓共同」ミニニケや日中共同声明で、「過去の歴史を正しく認識し、反省して再び繰り返さぬ決意を内外に表明している。国会の問題は各党各会派のおかげしたことは『誠に遺憾に存する次第である』（いずれも25日、朝日新聞）と発言した。

●「吉浦慶田」の今心を示すよよせん  
その路線にたつて海部総理は、「過去の一時期、朝鮮半島の方々が我が国の行為により、耐え難い苦しみと悲しみを体験されたことを謙虚に反省し、率直におわびの気持ちを申し述べたい」、桜内衆議院議長は「歴史の一時期、わが国が貴国及び貴国民に対し、多大のご迷惑をおかけしたことは『誠に遺憾に存する次第である』（いずれも25日、朝日新聞）と発言した。

そして、このようないうな準備の中で天皇の「痛惜」なる「お言葉」が登場した。すなわち、12月22日、天皇は「我が國に骨董品を思ひ、私は痛惜の念を禁じえません」と発言したの

日本における天皇制復活に問題ともからんで、ともすれば、日本の民主的人士が天皇の謝罪発言に消極的な印象が新聞に伝えられる面もあつたかもしない。5月16日の神戸新聞の社説「『過去の清算』は国民代表では、その点のこと整理した上で、『象徴天皇制のあり方としては、戦前のよな天皇制を復活させないために、そのことは踏まえておくべき点であると考へており、その範囲で妥当な意見であると思ふ。

私は、基本的には日本国民の意思として、国会決議のよな形で謝罪の意思を表明するのがスジだと考へていて。国会決議に関しては、5月14日、社会党の土井委員長のパリでの記者会見での提案として、日本のマスコミでも取り上げられた。同日、海部総理は「日韓共同」ミニニケや日中共同声明で、「過去の歴史を正しく認識し、反省して再び繰り返さぬ決意を内外に表明している。国会の問題は各党各会派の

話し合いで決めるべきものだ」と消極的に述べている。ちなみに、日本における天皇の政治的発言との関連でも論議された。自民党は、天皇が政治的発言をできないという論理から天皇の謝罪発言を牽制した。例えば、坂本首房長官は「日本は象徴天皇制であり、憲法は国事行為を厳しく限定している」と発言している。（5月15日、神戸新聞）また、日本の憲法学者の間でも、天皇の政治的発言について、例えば「例外を認めれば、それが前例となる。やはり、日本全体の代表として首相が適切に対処するのが望ましい」（芦部信喜、5月15日、朝日新聞）のような消極的な意見が新聞に掲載された。これは、①植民地支配の謝罪と、②天皇の政治的利用のふたつの問題があり複雑である。

関係で、天皇の政治的発言との関連でも論議された。自民党は、天皇

韓共同コミュニケというものは95年の日韓条約当時のもので、「李（東元）外務長官は過去のある期間に両国民に不幸な関係があつたために生まれた、韓国民の対日感情について説明した。椎名外務大臣は李外務長官の発言に留意し、このよな過去の関係は遺憾であつて、深く反省していると述べた」というものだ。これまたどのような事実に対する反省しているのかわからず、「過去の歴史を正しく認識」しているとは言えないものである。

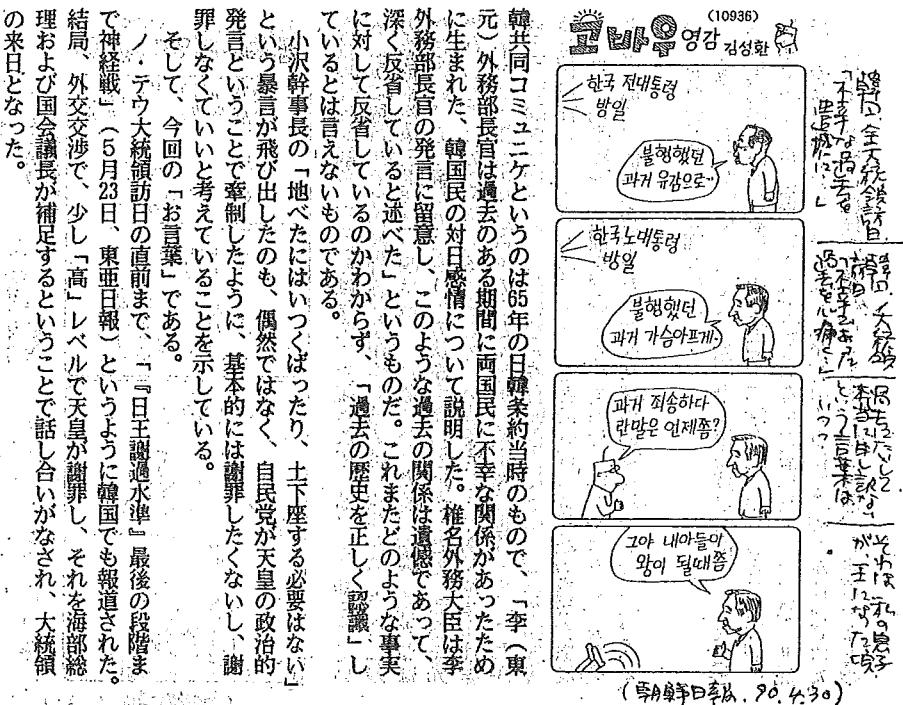
小沢幹事長の「地べたにはいつくばつたり、土下座する必要はない」という暴言が飛び出したのも、偶然ではなく、自民党が天皇の政治的発言ということで牽制したように、基本的に謝罪したくないし、謝罪しなくていいと考えていることを示している。

そして、今回の「お言葉」である。

ノ・テウ大統領訪日直前まで、「日王謝過水準」最後の段階で「神経戦」（5月23日、東亜日報）というよなに韓国でも報道された。結局、外交交渉で、少し「高」レベルで天皇が謝罪し、それを海部総理および国会議長が補足するということで話し合いがなされ、大統領の来日となつた。

ものにあきれたという報道だつた。日本と韓国の官僚が、それぞれの説明でそれぞれの国民を納得させるために一生懸命考へ出した言葉だろう。5月26日の朝鮮日報社説「『痛惜』を哀惜に思つ」では、「いく人の政府の高位官吏が『痛惜』をどのように解釈するかそれは自由だ。しかしあれわれは、これによつて謝罪問題が一段落したという主張は決してそのまま受け入れることはできない」と述べている。また、ハンギヨル新聞社説（5月29日）「日本の『痛惜』は率直ではないで、日本が加害者と被害者を明らかにし『遺憾』を『痛惜』に変えたことは、全王の姿勢より一步踏み出したこととは明らかだ。しかし、過去わが民族に到底口では表せない苦痛を負わせた日本の王が『謝罪』することが、せいぜいこの程度であつたのか」とも述べている。

思い起すのは、65年の日韓条約のときの「もはや」という言葉だ。当時、「日韓併合」をどのように扱うかが大問題となつたが、官僚が「日韓併合条約がもはや無効である」という文章の、「もはや」の意味を日本と韓国でそれぞれの民衆に使い分けて説明することを思ついた。この「もはや」は、正文の英語では、alreadyで、朝鮮語では「이미」とした。日本側としては、「もはや」は、65年を基準に考えたもので、その時朝鮮は日本の植民地でないから日韓併合条約も無効（自然消滅？）であるという。すなわち、まさに大問題で、非合法併合なら賠償金を払うということにもつながる問題である。この5月17日の衆議院予算委員会でも福田外務省条約局長は、「日韓併合条約の評価は政治的、道義的にはいろんな意見があるが、公的立場は



ハニギヨン新聞、5月26日



日本基本条約一案で「もはや無効」ということとで両国間で合意している。これ以上せんさくする者は適当でない」(5月23日朝日新聞)と從来の主張を繰り返している。

今回の「痛惜」についても、日本側と韓国側との説明は微妙に

違い、「非公式、公式の発言をみると(天皇は)首相の謝罪と同じ認識と確認した」(いずれも、26日、神戸新聞)と発言している。ノ・テウ大統領においては、天皇が「痛惜」し、海部総理が「率直におわび」したことを、「明白な謝罪」と韓国の国民に意識的に宣伝しているのである。5月26日ハンギヨル新聞社説「『痛惜』という表現の以前と以後では、いじじくも「日本側が『痛惜』を「心痛く思う」と解釈しているのに比べ、わが側が『骨髓にしみて悔いる』と受け取ったということは、過大包装に近く自己慰安と国内宣伝用であるという懐疑が濃い」と指摘している。

また、今年が一九八〇年の「光州事件」の十周年であり、記念日の5月15日前後には、過去の「謝罪」がノ・テウ大統領の「光州事件」にたいする謝罪とひっかけられて、たとえば上の漫画のように揶揄されている。

## ● 教科書問題 背景

ユワンスが違っている。日本側は、「謝罪」は象徴天皇の枠を踏み出しが、不幸をもたらしたのはだれか、という客観的な責任を示すことは許される、との判断だった。(5月23日、朝日新聞)といふ。一方、韓国側は、「過ぎ去った日の誤った過去が日本の行為によって招來されたということを率直に認定し、わが国民が経験した苦痛と悲しみに対し率直に謝過し反省したものと評価する」(李秀正議員)でないといい、韓国側は「謝過」であるといっている。日本側は「謝罪」さらにノ・テウ大統領は5月の韓国特派員団との記者会見で、「お詫びの言葉」について、「國內的制約を少し超えたと思えるほど明白な謝罪であり(韓日間の)核心問題はかたがつき、解決されたと思う」ある。

1990.7.29  
科書に基づいた教え方を希望している」と、教科書を特に改める必要はなく、学校での教え方の問題だと発言している。(5月26日、30日、朝日新聞)

1990.7.29  
一九八二年の教科書問題の時、強制運行に関して、例えは次のように検定したのである。

【検定前】一九三九年、四五年に少なくとも六〇万人以上の朝鮮人、約五万人の中国人が強制運行された。

【検定後】日本本土に運行され、強制労働させられた中国人も約四万人を数えた。……国民徵用令により、多数の朝鮮人が内地に連行され、鉱山などで使役された。(実教出版「日本史」、季刊三千里、32号より)

ここでは明らかに、朝鮮人の強制運行について否認している。中国人については非合法的な強制運行をしたことを認めていたが、朝鮮人についてはは合法的に法律のよつて徵用したといつのである。その後、改善されていることはないはずで、今回の天皇の「痛惜」発言あるいは海部総理の謝罪発言が、初めてなされたことを考へるなら、小手先だけの指導方法の改善(?)などですむ問題ではなく、教科書を改める必要があるはずである。それをしないため、あるいは、改めて、日本の教科書が点検されることを畏れて、機先を制したつもりなのである。

海部総理の、日本政府としての謝罪発言は、改めて日本の朝鮮植民地支配の責任を浮び上がらせた。未済の戦後処理問題も当然浮上する。韓国では、ノ・テウ大統領の訪日前に、太平洋戦争犠牲者遺族会が

## ● 戦後処理問題問題と強制運行



「朝鮮人として大日本帝国の臣民としておられますようにおられますようにおられます」  
「戦死各財償、日本国籍名に限る」  
「国籍をとりもどしたら……」  
(ハニギヨン新聞、7月8日)

強制運行  
権を否定  
べき個人  
賠償請求

「徴用、徴兵者の名簿を公開しろ」などのストローガンを叫んでデモを統一見解をまとめると発表してから、マスコミでも盛んに取り上げられた。政府は名簿探しを約束したものの、補償問題とは切り離したい」と記者会見で述べると、26日、保利文部大臣は参議院予算委員会で歴史教科書では日本が行なつた日本語の強制使用や創氏改名、強制運行などがすでに記述されていることを強調し、「先生方にきちんと教

協力に関する協定」を根拠に、「日韓間では決着をつけており、ただと述べた。

5月28日に国会で調査を約束し、翌29日閣議で、政府として調査し、5月30日の参議院予算委員会で、外務省の谷野アジア局長が強制運行された韓国人の補償問題について竹村泰子議員の質問に答えて、日韓条約時の「財産および請求権に関する問題の解決ならびに経済

统一見解をまとめる」と発表してから、マスコミでも盛んに取り上げられた。政府は名簿探しを約束したものの、補償問題とは切り離したい」と記者会見で述べると、26日、保利文部大臣は参議院予算委員会で歴史教科書では日本が行なつた日本語の強制使用や創氏改名、強制運行などがすでに記述されていることを強調し、「先生方にきちんと教

ミは、名簿探しに終始し、数ばかり追うために不正確な記事があったり、すでに明らかになっている事柄を、新発見として報道したりといふ場合もある。しかし、これを機会に新しい事実が発掘されることが多いことだ。

韓国では、強制運行され松代大本営で働かされた崔太小氏（68歳）

が新たな証言をしている。（5月13日、朝鮮日報）

兵庫では兵庫朝鮮關係研究会が勢力的に強制運行の登録作業を行なっているが、同会が企業に対し名簿の公開を要求し、そのことが新聞に報道された。その報道をみた在日朝鮮人が、自分は名簿を出そうとしない神戸製鋼で実際に働かされた金相八氏（63歳）が名乗りをあげ新しい証言が得られたといふことがある。（7月13日、神戸新聞、朝日新聞）

いくつかの報道のなかで七月四日の朝日新聞がスクープした厚生省の倉庫に眠つて（？）いた軍人軍属五万人分の名簿の存在が注目された。ないといつては名簿が存在していたことが重要なのである。やはり、政府は隠しているという印象を与えるのに充分であつた。中國人に関する強制運行は中華民国が連合国＝戦勝国であつたといふこともあり、扱いが朝鮮人とはことなつてゐる。岡岡事件については中国人の名簿も残つておらず、今回、運行された本人および遺族の来日を契機に、鹿島建設との交渉が始まった。そして、鹿島建設が謝罪し具体的な補償交渉に入った。（7月6日、毎日新聞）岡岡には中国人だけでなく朝鮮人も強制運行されて働いていたわけで、中国人だけの補償がありえないことは明らかである。この鹿島建設の謝罪は、企業として初めてのものであり、今後、非常に注目されるところである。

また、全国各地で地道な強制運行の事実の掘り起こし作業が続いているが、来る8月25～26日には強制運行についての第一回全

1990.7.29

### ●おわりに●

国研究交流集会が名古屋で開かれる。この集会を契機に全国的にさらに強制運行の掘り起しが進められることが期待される。

今回の「お言葉」および海部総理の謝罪発言をどうみるべきだろうか。私は、自民党の本音とは関係なく「謝罪」しなければならない時代となつた、世の中は変つたのだとも見る。日本も国際社会の一員であり、日本だけが世界の趨勢に反対することができないのは自明のことである。歴史認識あるいは戦後補償の問題も同様である。日本だけが過去の侵略行為をながめたかのようにあるまことはもはやできないのである。それは、被侵略国との国際関係でできないことであるし、また、国際社会で高い地位を占めないと願つてゐる日本としては、あまり「非常識」なことはできないのである。政府自民党が認識を改めたかどうかは、はなはだ疑問であるが、もはや過去の侵略行為を正当化できなくなつてきているのである。

海部総理は「過去のことは一切終わつた」と言い、ノ・テウ大統領もそのように発言している。（5月26日、29日、朝日新聞）しかし、そもそもその補償の伴わない謝罪はありえない。在日朝鮮人の法的地位問題について、今回もなんら解決していないことはすでに述べた。植民地支配の謝罪のうえにこのことが考へられるなら、特別な外国人として人権保障がなされて当然である。例えば、国民年金法の改正がなされた一九八二年の改正においても、不備な改正であるため実際に老齢年金などが支給されるべき在日朝鮮人一世には支給されていない。先の謝罪のうえに補償という視点で考へるなら、強制運行された世代には一般の老齢年金はもちろん特別な補償がなさるべきである。にも

かかわらず老齢年金から切り捨てたことは二重の意味で犯罪的であるといえる。

5月24日の朝日新聞社説「謝罪発言の後に続くものは、「将来この気持を生かすよう努めることだ」という。また、「求められているのは、実行である」とも言つてゐる。しかしそこには「謝罪の後に続く補償」の視点が欠けているのである。

「お言葉」はまだまだ課題を残している。「お言葉」はまだまだ課題を残している。ノ・テウ大統領は帰國後の記者会見で、協定第三世代の指紋押捺廃止が一世、二世にも及ぶだろうと述べているが、日本政府の側は「検討したい」と言つてゐるだけで、それに関する明言はない。謝罪のうえに立った人権保障というものからほど遠い状況である。また、強制運行に関しては、政府・地方自治体あるいは企業が名簿の公開に消極的である。おそらくそれは補償問題の故であるうと思われるが、公開を済む側は、もはや「そのような『非常識』が通用しないことを悟り、資料を公開すべきである。そして私たちは、改めて、戦後四五年も朝鮮に対する植民地支配の責任を問いつめることができなかつたことを反省しつつ、あるべき日本と朝鮮の関係、あるべき在日朝鮮人の姿を追及していくたい。

※ 朝鮮日報、東亜日報、ハンギヨレ新聞の切抜きを提供してくださつたむくげの会の寺岡洋さんと朝日新聞、神戸新聞をして人権保障がなされて当然である。例えば、国民年金法の改正がなされた一九八二年の改正においても、不備な改正であるため実際に老齢年金などが支給されるべき在日朝鮮人一世には支給されていない。先の謝罪のうえに補償という視点で考へるなら、強制運行された世代には一般の老齢年金はもちろん特別な補償がなさるべきである。にも

